

浪江町（避難指示解除準備区域）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の5年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、自宅土地建物等の不動産を全損と評価し、農業用機具につき、実際の使用可能年数を基礎に減価をして損害額が算定された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1 及び同X 2（以下申立人2名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり一部について和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1第1記載の損害項目（但し、別紙1第2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金26,415,291円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、仮払補償金として金1,600,000円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、別紙1第1第1項（1）及び（3）記載の損害項目（別紙1第2記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないこと、並びにそれ以外の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。また、申立人らと被申立人は、別紙第1第6項記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月18日

（別紙2、別紙3物件目録省略）

（仲介委員 奥野滋）

別紙1

損 害 項 目

第1	損害項目	
1	避難費用	177,142円
	(内訳)	
	(1) 交通費	59,600円
	(2) 宿泊費	102,000円
	(3) 引越費用	15,542円
2	一時立入費用	119,230円
3	財物損害	18,649,325円
	(内訳)	
	(1) 別紙2記載の土地	9,421,246円
	(2) 別紙3記載の建物	4,778,079円
	(3) 家財道具	4,450,000円
4	生活費増加分	2,040,716円
5	生命・身体的損害	59,500円
6	精神的損害	4,600,000円
7	弁護士費用	769,378円
	合 計	<u>26,415,291円</u>

第2 期間

平成23年3月11日から平成24年8月31日まで(ただし、第1第6項のみ、平成23年3月11日から平成25年1月31日まで)

浪江町（避難指示解除準備区域）に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の5年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、自宅土地建物等の不動産を全損と評価し、農業用機具につき、実際の使用可能年数を基礎に減価をして損害額が算定された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下申立人兩名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1第1記載の損害項目（別紙1第2記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、前項所定の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金149,176,715円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、仮払補償金として金1,600,000円を、一部和解金として金24,815,291円をそれぞれ支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙1第1の3記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

第6 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙1第1記載の損害項目（別紙1第2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償

紛争解決センターに交付する。
平成26年2月13日
(別紙2、別紙3物件目録省略)

(仲介委員 奥野滋)

別紙1

第1 損害項目

1	避難費用		177,142円
	(内訳)	(1) 交通費	59,600円
		(2) 宿泊費	102,000円
		(3) 引越費用	15,542円
2	一時立入費用		119,230円
3	財物損害		136,380,127円
	(内訳)	(1) 別紙2記載の土地	102,370,997円
		(2) 別紙3記載の建物	18,059,130円
		(3) 家財道具	5,950,000円
		(4) 農業用機具	10,000,000円
4	生活費増加分		2,040,716円
	(内訳)	(1) 交通費	2,750円
		(2) 家財道具等	2,037,966円
5	生命・身体的損害		59,500円
6	精神的損害		6,800,000円
7	弁護士費用		3,600,000円
		合計	<u>149,176,715円</u>

第2 期間

平成23年3月11日から平成24年8月31日まで(ただし、第1第6項のみ、平成23年3月11日から平成25年12月31日まで)